

- 1 令和5年度予算について
 - (1) 基金と起債について
 - (2) 教育費について
- 2 公教育について
 - (1) 中野区コミュニティ・スクールについて
 - (2) 通学路の安全対策について
- 3 鷲宮地区のまちづくりについて

○斉藤委員 おはようございます。様々つらいニュースがある中、今朝、大谷選手の50-50のビッグニュースが飛び込んでまいりまして、おめでとうございます。元気を頂いて取り組んでまいりたいと思っております。

令和6年度第3回定例会決算特別委員会において、立憲・国民・ネット・無所属議員団の立場から総括質疑をいたします。質問は通告どおりで、その他はございません。

1、令和5年度決算について

令和4年度まで中野区は基準となる一般財源規模を基に予算編成を進めてきましたが、平成26年以降は歳入は上振れ、歳出はほとんど基準額に収まることはありませんでした。そのため、令和5年度はそれまでの考え方を換え、歳入一般財源の見込額の範囲内に一般財源充当事業費に基金積立目標額を含めた額を収めるという予算編成手法をもって予算が策定されました。その考え方で執行された予算の初めての決算審査となります。既に当会派からは決算全般、河合委員から質疑をさせていただきましたので、私からは基金と起債について伺います。

(1) 基金と起債について

一般的に基金を分かりやすく貯金と表現しますが、令和5年度の基金残高は799億、令和4年度から30億円の増となりました。令和5年度からの財政運営の考え方として、基金の積立てに対して考え方を持ちました。どのような考え方なのか、簡単に御説明ください。

○竹内財政課長 まず財政調整基金につきまして、年度間調整分につきましては、年度末残高を200億円確保することに努め、施設改修分については、対象施設の当該年度に発生する見込みの減価償却費相当額の25%を積立て、年度末残高は当該施設の減価償却累計相当額の25%の確保に努めることとしてございます。また、義務教育施設・社会福祉施設整備基金につきましても、対象施設の当該年度に発生する見込みの減価償却費相当額の25%を積立て、対象施設の累計相当額の25%の年度末残高の確保に努めるものとしているものでございます。

○斉藤委員 たしか、さらに財源を確保できたら義務教育施設整備基金に積むということも含まれていたと思いますが、いかがでしょうか。

○竹内財政課長 委員御指摘のとおりでございます。

○斉藤委員 では、まず最初に財政調整基金について伺います。積立額、繰入額、基金残高のそれぞれの令和5年度当初予算と決算額を伺います。

○竹内財政課長 基金積立の目標額と積立額でよろしいでしょうか。失礼しました。当初予算での基金積立額が140億円でございまして、決算額が199億円でございます。

○斉藤委員 財政調整基金の全体の積立額、繰入額、基金残高と想っていたんですけれども、いかがでしょうか。

○竹内財政課長 失礼いたしました。財政調整基金につきましては、当初予算で繰入額が69億円、積立額が19億円、年度末残高が283億円と想定してございました。決算額に関しましては、繰入が68億円、積立が80億円、年度末残高が359億円となったものでございます。

○斉藤委員 財政調整基金、三つの項目がありますので全体で今伺いました。積立は増額し、繰入はほぼ予定どおりということで認識したいと思います。基金残高は前年度より30億円増えております。第4号補正予算で決算剰余金を財政調整基金に60億円積んだことにより、当初予算で見込んでいた19億円余を大幅に超える80億円の増となったわけです。これを、財政調整基金に積んだ理由は何でしょうか。

○竹内財政課長 財政調整基金のうち、年度間調整分におきましては、年度末残高を200億円と確保することとさせていただきます。そちらを総合的に勘案した結果、財政調整基金への積み増しを行うことにしたものでございます。

○斉藤委員 その財政調整基金の三つの中の年度間調整分に積まれたということで今答えを頂きました。そうなりますと、財政調整基金年度間調整分の残高は幾らになったでしょう。

○竹内財政課長 こちらは約257億円となっているものでございます。

○斉藤委員 この年度間調整分の残高は200億円を目標として予算に算出されました。この根拠を確認させてください。

○竹内財政課長 財政調整基金の年度間調整分につきましては、過去の実績から年間50億円の一般財源の減収を見据え、3年間で150億円を確保し、さらに様々な影響を踏まえて200億円を目標としているものでございます。

○斉藤委員 今年度の話になりますけれども、令和6年度当初予算では施設改修分の基金の積立てができませんでした。中野区はこれから施設改修が続いていきますが、それでも施設改修の基金に優先的に積まずに、財政調整基金に積む決断をいたしました。そうして見てみると、財政調整基金年度間調整分に重きを置いて基金の積立てをしているように見えてまいります。それはこの財政調整基金年度間調整分の残高200億円の目標があったからです。財政調整基金年度間調整分とは、本来、歳入が大きく落ち込んだときに対応するためのものですが、そもそもこの金額の目標が200億円でよいかということがあると思います。積立方法の基準を最低残高額の設定と標準財政規模の一定率の積立てとの併用で考えているという他の自治体の例もございます。そうすれば、財政に余裕があるときに金額を多く、また、そうでないときは少なく積むということが実現できるとも言えます。財政調整基金年度間調整分の残高の目標額200億円の妥当性は、一度どこかのタイミングで検証してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○竹内財政課長 物価高騰や金利上昇などの社会情勢に加え、今後の施設整備計画や整備経費、基金残高を勘案しまして、基金につきましては今後改めて考え方を整理していきたいと考えてございます。

○斉藤委員 都度見直しは大事です。よろしく願いいたします。

現在、中野区は多くの施設整備の計画があるのは先ほど申し上げたとおりですけれども、中野区全体を見ると、有形固定資産減価償却率は53.5%ですが、個別に見ると、財政白書82ページ以降にあるとおり、区営住宅は92.8%、幼稚園84.6%、児童館77.9%と整備が待たれる施設は待ったなしとなっています。さらに、学校施設は今後更新が20校続いていきます。そのために財政調整基金施設改修分、義務教育施設整備基金、社会福祉施設整備基金といった特定目的基金が設定されています。

私たちはリーマンショックや新型コロナなど、いつ何があるか分からないということを学んでまいりました。だからこそ、その年の財政状況で施設整備計画を中止したり、延期したりするようなことのないように考えなければなりません。今、財政調整基金年度間調整分の残高をキープすることと、施設改修のための特定目的基金分の積立てを考えていくのと、どちらかを優先するべきか検討することも大事ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○竹内財政課長 繰り返しになりますが、積立ての考え方に当たっては、物価高騰や金利上昇などの社会情勢、今後の施設整備計画や整備経費、基金残高を勘案しまして、改めて考えを整理していきたいと考えてございます。

○斉藤委員 さて、予算編成の考え方からは、学校施設の改築を目的とした義務教育施設整備基金については、一般財源の確保ができたとき、つまり剰余金が発生したときに優先的に積立額を増額するとの考えが示されているのは先ほど確認をしたとおりです。これは今後、学校施設整備が大きな額で続いていくためです。単純に計算しても、1学校当たり72億円として計算しても、20校分で1,440億円にもなりません。今回、財政調整基金年度間調整分の残高は、僅かですが200億円を超えていました。僅かではないですね、257億円だったと思います。そういたしましたら、年度末に義務教育基金への積み増しを行うことができたのではないかと思いますけれども、なぜ行わなかったのでしょうか。

○竹内財政課長 財政調整基金のうちの年度間調整分の年度末残高200億円の確保は、年度末では達成していますが、年度途中では、こちらのほうはまだ未定だったこと、また、義務教育施設整備基金への積立ては目標額に達していたことなどを総合的に勘案した結果、財政調整基金への積み増しを行うこととしたものでございます。

○斉藤委員 そうは言っても、財政調整基金の目標額よりは上だった、そして財政にも余裕があったということから、もともとそういう考え方を持っていたのですから、積み立ててもよかったのではないかなというふうには思っております。

施設改修に関する三つの基金がございまして、財政調整基金施設改修分、義務教育施設整備基金、社会福祉施設整備基金、予算どおり積立てができていますのかを伺います。

○竹内財政課長 令和5年度につきましては、三つの基金の当該年度減価償却率25%の目標額の積立ては行うことができております。

○斉藤委員 当該年度はできている、では、減価償却費の累計ではいかがでしょうか、伺います。

○竹内財政課長 義務教育施設整備基金につきましては、減価償却累計額の相当額の25%の確保はできておりますが、財政調整基金の施設改修分及び社会福祉施設整備基金につきましてはできていないものでございます。

○斉藤委員 目標額、計画どおり積めていても、やっぱり残高を見て足りないところを積むという柔軟な考えが必要だと考えます。施設改修の基金については、積立ての考えがあることは評価しますが、そもそもここも減価償却費の25%でよいのかという問題があります。2月の予算特別委員会での私の質問には、25%で一定対応できると考えているところでございますが、物価高騰等の社会情勢の変化につきましては十分に見極めながら今後整理してまいりたいと考えてございますと御答弁があり、また、監査委員からの審査意見書にも、現在の施設整備に係る金額とは乖離していることが想定される、将来的な基金価値を鑑みて、目標額の妥当についても改めて検証されたいと書かれています。これについては既に多くの委員の方も指摘されておりました。この減価償却費25%を積むという考え方の根拠は、そもそも75%起債ができることを想定した財源確保で実現する数字です。つまり起債することを前提した考えでもあります。

立川市では、減価償却費累計額の20%という割合ですが、ここを目標額とするだけではなく、さらに再建築費、評点、補正率、物価高騰等を勘案した率や建設費の増加要因として、ZEB化の分を15%加算するといったことを検討しているそうです。また、他の自治体では、減価償却費を30%にするという考え方を持っているところもあります。来年度の予算編成に向けて、どのように、この様々な指摘の上にお考えになっていくのか伺います。

○竹内財政課長 来年度につきましては現在の考え方でやっていく考えでございますが、物価高騰による施設整備経費も増加していることから、今後の基金の積立ての考え方について、他自治体の事例も参考にしながら今後整理していきたいと考えてございます。

○斉藤委員 来年度はタイミング的に難しいかもしれませんが、しっかりここは検討していただきたいと思えます。

新庁舎が建設されて大きな金額となりました。新庁舎のコストは幾らで、今後はどう減価償却分を積んでいくのか伺います。

○竹内財政課長 減価償却費は取得額を耐用年数で分割して算出して、令和7年度における新庁舎の減価償却費相当額はおよそ8億3,000万円を見込んでいるものでございます。今後は財政運営の考え方に基き、施設整備に係る事業費の財源として、一体的に当初予算編成時には当該年度に発生する見込みの減価償却費相当額の25%、約2億800万円を毎年積み立てていく考えでございます。

○斉藤委員 施設の減価償却の年度は50年ですから、ずっとそれ、2億800万円とおっしゃったのでしょうか、積んでいくことになるということになります。今後50年、100年後たったときに今のような区役所が不要になっているかもしれない。でも、逆に人に会うことが大事にされるかもしれない。また、今回は旧庁舎とサンプラザを合わせた土地の売却益を資金源としましたが、次回はそのような資金計画が可能かどうかは不明です。ですから、これは大事な取組だと思います。この基金はどこに積まれるのでしょうか。

○竹内財政課長 こちらは財政調整基金の施設改修分に積まれることとなります。

○斉藤委員 中野区の財政調整基金は、先ほどから申し上げておりますように年度間調整分、施設改修分、退職手当分という目的に分けて運用されています。今後この積立てを計画するなら、新庁舎の積立ても含めてですけれども、毎年その実績は確認をしていかなければならないと思います。現在は財政調整基金の残高で見ても、その施設改修分がどのような出入り、残高になっているのか、よく分かりません。財政調整基金施設改修分は財政調整基金から独立させて施設整備基金をつくったほうがよいのではないのでしょうか。

○竹内財政課長 施設整備基金を含めまして、基金の考え方については今後整理していきたいと考えてございます。

○斉藤委員 いろいろ考えなければならぬことはあるのかと思いますけれども、私たちの決算の審査にも必要となりますので、来年度間に合わないなら、最低でも財政白書でどこかに表記していただきたいと考えますけれども、いかがでしょう。

○竹内財政課長 分かりやすい表記につきましては今後検討していきたいと考えてございます。

○斉藤委員 ぜひよろしく願いをいたします。財政運営の考え方を変え、さらに新庁舎建設という大きな事業があった年でございます、令和5年度は、幸い歳入も多く、予定どおりに基金運営はできていたとのことですけれども、細かく見ると検討事項が見えます。ぜひ今後の予算編成に生かしていただきたいと考えます。

次に、起債について伺います。起債は一般的に借金と説明しますが、家計とは異なり、事業に対して支払うお金がないから借金をするものではありません。多額な費用がかかる建設費用やまちづくり等については、財政負担の平準化や世代間負担の公平化を図る意味から起債をすることが一定必要となります。

新庁舎建設については、一時的に大きなお金が必要となるため、116億円余を起債しました。当初は120億円余の記載計画でしたが、減額となり、116億円余となったのはなぜでしょう。

○竹内財政課長 起債する事業を再整理した結果、新庁舎実施設計施工一体整備及び工事管理業務のみの起債となったためでございます。

○斉藤委員 承知しました。これは事業を精査したらの変更ということになるのかなと思います。新庁舎の起債については、償還についても含めてですけれども、昨日の質疑で中野駅新北口エリアの開発に伴う転出補償金の収入時期が不明となったことが明らかになりました。これについての議論は、また詳細の報告後にしたいと思いますので、別の機会に譲ります。

さて、令和5年度のもう一つの大きな起債である平和の森小学校用地は、事業化されることから用地特別会計から買い戻すタイミングで起債をいたしました。また、用地特別会計においては繰上償還をしました。通常、繰上償還に対しては、支払うべき弁償金などが発生すると聞いておりますけれども、いかがでしたでしょうか。また、新たな起債をしたことについても、どのような考え方なのか伺います。

○竹内財政課長 本起債につきましては変動金利で借りておりまして、金利の見直し日に繰上償還を行ったことから、借入れ相手方の損害は発生せず、補償金の支払いもなかったものでございます。新たな起債に関しましても、金利の負担がないように工夫してまいりたいと考えてございます。

○斉藤委員 今回そういう金額が発生しなかったということは理解いたしました。この起債の理由は何でしょう。

○竹内財政課長 こちらに関しましては、用地の事業化に伴いまして一般会計での買戻しになったものでございます。

○斉藤委員 大きな金額でございましたので、それはそうなんだろうなというふうに思います。

そのほか、今年度当初予算で起債を計画していましたが、取りやめたものが多くあります。結果、起債合計で53億円も減額をいたしました。理由は何か教えてください。

○竹内財政課長 こちらは一般財源の充足により起債を取りやめておりまして、詳しい事業につきましては、西武新宿線連続立体交差事業、中野二丁目地区市街地再開発事業、中野二丁目地区都市再生土地区画整理事業、囲町東地区市街地再開発事業、中野駅西側南北通路橋上駅舎整備、南台小学校学校施設整備、明和中学校学校施設整備、北原小学校用地の計8起債につきまして取りやめを行ってございます。

○斉藤委員 これは、なぜ起債をしなかったという判断をなさったのか、もう一度教えてください。

○竹内財政課長 一般財源の充足によりまして、こちらの起債の金額を取り入れる必要がなくなったために起債を取りやめたものでございます。

○斉藤委員 起債を予定していた金額に充てられる一般財源の確保があったということだと思います。一方で、特定財源で財源確保ができていたというものもあったのではないかと思います。特に、連続立体交差事業やまちづくりについては都市計画交付金の交付があり、また、その後も財政調整制度による措置があると聞いておりますけれども、なかなかこの話、表にならないので、御説明を頂きたいと思います。

○竹内財政課長 こちら、都市計画事業財調算定制度につきましてでございます。都市計画交付金対象事業の事業費から国庫支出金等を除いた地方負担分につきましては、都市計画交付金と特別区交付金で全額措置することになってございまして、都市計画交付分の残部分につきましては地方債収入相当額として都区財政調整制度の基準財政需要額に算入される、そのような仕組みになってございます。

○斉藤委員 ありがとうございます。歳入として戻ってくるのが分かりにくいので、確認させていただきました。当初予定していた起債を取りやめるか、予定どおり起債するか判断は、発行を予定していた額とその歳入の額、増となる見極めや返済の財源が確保できているかとか、また、金額が大きい場合は財政負担の平準化を加味していくことだというふうに理解をいたしました。

河合委員からも、また、他の委員からも質疑がありましたけれども、今後は金利が上がってくる可能性が高いということがあり、起債発行額は多額にならないように、起債計画は将来にわたる財政フレームをよく見て、世代間負担をしたほうがよいものと慎重に判断されることが必要だと考えますが、いかがでしょう。

○竹内財政課長 一時期に多額の費用を必要とする事業につきましては、財政負担の平準化と世代間負担の公平化を図る意味から起債を活用しているものでございます。歳出の執行状況、歳入収入状況を踏まえた上で、総合的に起債の発行を慎重に判断したいという考えでございます。

○斉藤委員 以上、質疑させていただきましたけれども、基金の積立て、繰入計画や起債をする、起債を取りやめにするという判断というのは、自治体財政に携わってきた経験や知識、金融に関する知識など、高い

スキルが要るものだと思います。令和5年度の決算は、様々な財政指標を見ても健全な状態だと言えます。そうした財政運用を担っていただけている財政の御担当がいるということに、まずは感謝をしたいと思います。

こうした財政担当職員のスキル向上とその継承を考えていかなければなりません。昨今の経済状況の複雑な状況に対応していくために、地方監査会計技能士という資格があるそうです。少々古いデータですが、2017年は全国に500名を超える資格者がおり、そのうち300名は地方自治体で勤務する職員や議員や首長なのだそうです。竹内課長も参加されていましたが、特別区長会の調査研究に加わったり、様々な研修に参加したりということもあるでしょう。この財政のスペシャリストを育てること、そしてこれまで御担当されてきたベテラン職員のスキルの継承が大事だと考えますが、御担当の考えはいかがか、最後に伺います。

○竹内財政課長 持続可能な財政運営を進める上で、財政職員のスキル向上は欠かせないものと考えてございます。今までも東京都や他団体への派遣を行うなどとして専門的知識の習得に努めてきたところでございます。資格の取得も含めて、引き続き職員のスキル向上に努めていきたい考えでございます。

(2) 教育費について

○斉藤委員 では、次に教育費について伺います。時間の関係もございまして、1点だけ伺います。

令和5年度の特筆すべきこととして、図書館の蔵書数増、学校図書館開放事業、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの配置増など、学校支援の増を評価したいと思いますという確認をしたかったのですが、詳細な質疑はまた別の機会といたしまして、一つだけ提案させていただきたいと思えます。

教育費という概念は、総務省の定めにより学校幼稚園費、社会教育費となるため、中野区での5款2項の教育費とは異なります。例えば令和2年度は体育館の整備があり、23区では断トツその教育費が1位となっています。つまり他の自治体と比較する際は、社会教育施設やスポーツ施設の影響が入ります。款で見ると、施設改修費による影響がとても大きく左右されるということがあります。また、子ども教育費という款が子ども費と教育費が合体しておりまして、この5年平均では36%も占める大きな予算規模となっています。子ども教育費において、今でも申し上げたように、子ども費と教育費を分けていただいておりますけれども、厳密に言うと、例えば幼稚園費など一緒になっているものもあって、教育費という意味合いからは数字が見えにくい状態にもなっています。私が以前から御提案しているように、社会教育については言えば、現在、教育費としては図書館のみ所管で持っており、生涯学習や文化、文化財保護関連、スポーツの経費は含まれていません。教育費としての評価がしにくい。様々な経緯があって、スポーツが別に分かれているわけでありまして、本来だったら社会教育については教育委員会で取り組んでいただきたいと思います。子育て先進区として、子育て・子育て支援の一環として、日本一の教育都市になってほしいと考えております。一つのそういう指標が予算額になりますので、さきにお話ししたとおり、施設整備に大きく左右されたり、教育費と子ども費が明確に分かれていなかったりというように、所管の組織が大きくなり

過ぎていて分かりにくい。ぜひ組織編成については、大きな話になるので今後時間をかけて議論してまいりたいと思いますけれども、幾ら教育費にお金が使われているのか、他の自治体と比較がしやすいように、子ども費と教育費を明確に分けて予算積算いただけるように工夫していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○竹内財政課長 委員御指摘のとおり、それぞれの費目で混在している部分もございまして、明確に分けるのは難しいものがございます。現在の項で子ども費、教育費と区分しておりまして、一定の区分が行われていると考えてございます。今後も分かりやすい予算となるように努めていく考えでございます。

2 公教育について

(1) 中野区コミュニティ・スクールについて

○斉藤委員 では、次に、公教育について伺います。

最初に、中野区コミュニティ・スクールについて伺います。

令和4年度、明和中学校区で初めて中野区コミュニティ・スクールが設置されました。その後、令和6年度9月までの設置状況を伺います。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 コミュニティ・スクールの設置状況でございますが、中野区コミュニティ・スクールの地域学校運営協議会は、令和4年度に明和中学校区で設置し、令和5年度は中野中学校区及び南中野中学校区に設置する予定でございましたが、本年6月及び8月に設置したところでございます。また、北中野中学校区におきましても本年8月に設置したところでございます。なお、令和6年度は、これまで中野中学校区で2回、その他三つの中学校区ではそれぞれ1回開催しているところでございます。

○斉藤委員 大分ちょっと遅れているように感じているところではございます。

そして、まず決算説明書285ページ、執行額が126万円余、不用額が1,320万2,398円という大きな額になっております。この内容について教えてください。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 不用額1,320万円余の内容でございますが、地域学校運営協議会経費の委員報酬費等の残が138万5,000円、地域学校協同活動経費の地域コーディネーター報酬費等の残が3中学校区11校分で1,155万5,000円、学校支援ボランティア等の経費の残が26万円余で、合計1,320万2,000円余でございます。

○斉藤委員 この不用額をどう分析しているか、お聞かせください。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 中野中学校区と南中野中学校区での地域学校運営協議会の設置が遅れたことや、設置の遅れに伴いまして協議会の委員の1人でもある地域コーディネーターの人数も当初予定よりも少なく、全体として地域コーディネーターの活動が少なかったことが主な原因であると分析してございます。

○斉藤委員 私もこのコミュニティ・スクール、総括質疑のたびに質問させていただいているところでございます。何とか中野区のコミュニティ・スクール、うまく進めていただきたいという思いでおります。中野区コミュニティ・スクールは、中学校区ごとに学校運営協議会が置かれていること、また、地域学校協働活

動との一体的な整備が特徴とされている点が国の法定型と異なっています。これまで3年度にわたり中野区コミュニティ・スクールを構築されてきましたが、なかなかスムーズに進んでいかない現状、この理由はどこにあるのでしょうか。中野区に、中学校区に置かれた学校運営協議会の規模が大き過ぎて、委員メンバーが多く、会議スケジュール調整に苦勞をしたというようなことはなかったでしょうか。また、学校数が多く、一つひとつの学校の置かれていた状況も異なっていたので、話し合いに時間がかかったというようなことがあったのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょう。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 中学校区単位での設置であるため、調整に時間を要したことなどが要因であると考えてございます。

○斉藤委員 全区で設置されるまでに、在り方はやはり都度検証していくことが必要だと考えております。また、改めて今、区は国の法定型についても、検討を進めることは考えられていらっしゃるのか教えてください。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係が深まり、学校運営の改善や児童・生徒の健在育成に資するコミュニティ・スクールの在り方を検討する中で、法定型も含めて広く検討していきたいと考えてございます。

○斉藤委員 大きな違いは、やはり先ほどもお話ししましたように、中野区は中学校区で複数校で設置されていること、また、教職員の採用についても、また含めるか含めないかというようなところがございませぬ。ぜひ都度検討させていただきたいと思っています。

一方で、協議会は活動状況に関する情報を地域住民に提供することになっています。各校の学校だよりでは経過が報告されていたところもあるんですけども、地域全体への広報がなく、地域の学校がコミュニティ・スクールとしてスタートしたことすら地域では認識されていません。地域に向けてのお知らせは、協議会が設置されたらすぐにすべきだと思いますけれども、いつするのでしょうか、教えてください。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 現在ホームページに概要を掲載しているところでございますが、地域学校運営協議会を設置した地域などへは、制度の概要などについて、年内には通信を通して周知したいと考えてございます。

○斉藤委員 年内にはと今お答えいただけましたので、それを目途にしていいただければと思います。

今、ホームページのお話がありましたけれども、初めてホームページの掲載がされました。この掲載は大変評価するものですが、掲載されたホームページはこれまで説明されてきた内容と異なっている部分があるように見えます。「地域学校協働本部」が「活動」と表示されています。考え方を換えられたのでしょうか、伺います。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 地域学校協働本部の活動は、地域学校運営協議会で議論した学校支援等を具現化するものであり、その地域学校協働本部の活動を分かりやすく説明するために、組織名ではなく具体の活動を示したものでございます。考え方を換えたわけではございません。

○斉藤委員 それを聞いて安心しました。地域学校協働活動は、地域学校運営協議会の熟議を具現化するものでございます。より皆さんに分かりやすく広報していただきますように工夫をしてもらいたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 地域学校協働活動について、協議された学校ごとの具体的な活動をイメージできるよう、区ホームページを改善していく考えでございます。

○斉藤委員 地域学校協働活動は、学校支援ボランティアや一般のボランティアさんなどによって支えられてまいります。次世代育成委員は、これまで学校支援ボランティアのコーディネーターとしての役割を果たしてきましたが、コミュニティ・スクールが設定され、地域学校協働活動が順調に進んでくれば、次世代育成委員が務めていた学校支援ボランティア制度のコーディネーターの役割はコミュニティ・スクールの地域コーディネーターに移行するのが妥当だと考えますけれども、いかがでしょうか。これ、同じ質問をもう何回目かになります。ぜひ前向きな御答弁をお願いします。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 現時点では、コミュニティ・スクールを設置した学校においても、学校支援ボランティア制度におけるコーディネーターの役割は次世代育成委員に担っていただいておりますが、今後コミュニティ・スクールの進展に合わせ、学校支援ボランティア制度も含め、検討していきたいと考えてございます。

○斉藤委員 同じ協議会に2人のコーディネーターがいるということは、双方にとっても本当に仕事がやりにくいことになってまいります。コミュニティ・スクールのコーディネーター役、コミュニティ・スクールの、難しいんです、これ、地域学校協働活動が充実してまいりましたら、ぜひここは見直していただきますように強く強く要望しておきます。

そして、この次世代育成委員というのは中学校区に配置されています。現在の定員は何人か、教えてください。

○鈴木育成活動推進課長 次世代育成委員は現在、中学校区ごとに28名配置されております。

○斉藤委員 中学校区に複数名いるということになっています。実は、あと1名定員を増やして29人にして、小学校・中学校に各1名ずつ配置すると、次世代育成委員さんにとってとても仕事が分かりやすく、また、学校対応の仕事もやりやすくなると考えております。児童館運営の考え方が変わり、地区懇談会の在り方や、さらに今後コミュニティ・スクールにおいて、先ほどもお話ししましたけれども、次世代育成委員がどう関わるのか御検討いただきまして、これもお尻を、私、今日お約束をお願いしたいと思いますけれども、次の令和8年度の7期の委嘱では人数と役割について整理をされたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木育成活動推進課長 基幹型児童館を核とした中学校区内の地域連携の在り方につきましては、第7期委嘱時までに検討を進めてまいりたいと考えております。コミュニティ・スクールへの関わり方につきましては、コミュニティ・スクールの検討の進捗状況を踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えてございます。人数につきましては、現在、中学校区ごとに3名から4名の委員がおりまして、小学校・中学校等と

連携しながら活動していただいております。今後は、より円滑に活動が行えるよう、役割の整理を踏まえた上で、適正な人数についても検討をまいります。

○斉藤委員 ぜひよろしく願いいたします。学校の様々な課題がきちんと今も次世代育成委員に伝わっていただけるように御配慮いただきたいと思います。

各学校は、それぞれの特性や伝統を生かして教育活動に取り組んでいかれていると思いますけれども、現在二つの中学校が進学先となる小学校が3校あります。学びの一貫性を保つためには取組に配慮が必要になると思います。また、スムーズな協議会の開催スケジュールのためにも、今お話ししてきたとおり、学校らしさを生かす意味からも、運営協議会を効率的・機能的に進めるためにも、今中学校区に置かれた協議会は、モデル事業としてはよかったと思いますけれども、今後区内全てに設置していくことを考えると、この運営協議会は各学校ごとに置き、中学校区ごとの連携を緩やかに保ちつつ、中野区のよさである9年間の学びの連続性を実現されたほうがよいのではないかと私は考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 地域学校運営協議会は、小・中学校の連携教育の推進という観点から中学校区単位に設置しているところがございますが、学校単位に設置することも含め、検討を加速させていきたいと考えてございます。

○斉藤委員 検討を加速させていく、じゃぜひ加速させていただければと思います。

現在、コミュニティ・スクールの体制は学校再編・地域連携担当で所管されていますけれども、これは教育内容に関わることであり、指導室と一緒に進めていくことが大切だと考えておりますけれども、いかがでしょうか。ワーキングチーム等をつくるなど、定期的に意見交換をして、一緒に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 コミュニティ・スクールの検討につきましては、指導室とも十分連携をしながら進めていきたいと考えてございます。

○斉藤委員 先進的な他自治体の例を見ると、地域企業や団体との共同活動が活発に進められています。私たち区議会は、8月に様々な団体との懇談会の機会があるんですけれども、多くの団体の方々から学校協力のお話を頂いたり、実際に学校での御協力の様子を伺っているところがございます。以前にも御提案したのですが、お申し出くださっている団体をリストにして学校に紹介はできないでしょうか、伺います。

○井元指導室長 現在、リストにつきましては各学校が取りまとめているところがございます。今後、コミュニティ・スクールに設置する地域コーディネーターが学校と地域企業や団体等のニーズを踏まえてリスト化していきたいと考えております。教育委員会としましては、地域コーディネーターの研修等を通じてリストを共有することを推奨してまいります。

○斉藤委員 これも中野区コミュニティ・スクールの推進が充実していくことが望まれるんだと思います。ただ紹介するだけでは、団体さんの思いと学校の思いが合わないこともありまして、コーディネーター役をすることが必要だと思います。これこそコミュニティ・スクールのコーディネーター役の力が発揮される場面かなとも思います。具体的に、助産師会、東京土建さん、税理士会さん、薬剤師会、歯科医師会、行政書

士、日本建築家協会、介護事業者連絡会、体育協会、社会保険労務士会、グローハッピーさんほか、多くの団体からこのような御提案を頂いておりました。例えば社会保険労務士の方々には、中学校での職業体験の実施の前に、働くとは何か、労働者の権利とは何か、給与明細の見方など、御教示いただけるのではないかなというふうに思っております。

(2) 通学路の安全対策について

では、次に通学路の安全対策について伺います。

学校再編が終わりました。再編校では子どもたちの通学ルートが大きく変わることになりました。通学の安全確保は大事です。重要です。今年度実施される学校再編の検証では、通学の安全は取り組まれるのか伺います。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 今回行う学校再編の検証には、通学路の安全対策についても行う予定でございます。

○斉藤委員 通学の安全には何点かポイントがありますけれども、交通事故から子どもたちを守ることが最重要課題とも考えます。教育委員会は、交通安全に対し万全の対策を取るべきですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤学務課長 区立学校において、通学する児童の登校時及び下校時の安全を確保するため、通学路を設定し、通学上の危険と思われる箇所について交通安全指導員を配置しているところでございます。学校、PTA、地域、警察等、関係機関が連携し、各学校で3年に一度、通学路安全合同点検を実施し、実施結果に基づき、対策の検討及び実施をしているところでございます。

○斉藤委員 他に区立小学校に対する交通安全に対する事業はどのようなものがあるか伺います。

○久保生活・交通安全担当課長 当課では、児童が車両の運転手から認識しやすくすることで交通事故を防止するため、毎年、新1年生に通学時に活用いただくための黄色い帽子とランドセルカバーを購入、配布させていただいております。

○斉藤委員 今、ランドセルカバーのお話がありましたけれども、時代が変わり、ランドセルを使わない児童もおります。今後、情勢に合わせた取組の検討や工夫を行うことも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○久保生活・交通安全担当課長 児童の通学スタイルに合わせた取組は必要であると認識しております。学校などと情報共有を図り、情勢に応じた取組について検討してまいりたいと考えております。

○斉藤委員 ありがとうございます。他にも、道路課ではカラー舗装したり、道路整備をしたりということもあるのかなと思います。また、先ほど学務課からお話もありましたように、現在シルバー人材センターの交通安全指導員さんに登下校の児童に対する見守り活動を担っていただいています。子どもの安全指導に対する研修が必要だと考えますが、いかがでしょうか。学校では道路横断時に、「右を見て、左を見て、もう一度右を見て、音を聞いて渡ります」、その「音を聞いて」が「手を挙げて渡ります」と変わることもあるそうですけれども、横断の際のこうした学校での指導を共有することが必要です。また、昨今の酷暑の中に

立っていただく御苦勞もあると思います。交通安全指導員の自身の安全確保がどうなっているか、確認したいと思います。教えてください。

○佐藤学務課長 シルバー人材センターにおいて、警視庁交通安全教育係員による児童見守り業務、交通安全講習会を毎年行っており、中野区内の交通事故状況、子どもの特性や事故事例、自身の安全確保等の講義を受けていると聞いているところでございます。また、交通安全指導員は蛍光ベストを着用し、傷害保険にも加入していると聞いているところでございます。

○斉藤委員 よろしく願いいたします。

また、小学校では、それぞれ通学路というものが設置されています。通学路はどう定義されているでしょう。その設定は誰がするものなのでしょう。通学路における交通規制については、どのような段取りで決めているのでしょうか。また、通学路で児童・生徒がけがをした際の補償はどうなっているのか、確認させてください。

○佐藤学務課長 通学路とは、各小学校が児童の通学の安全確保と教育的環境維持のために設定している道路でございます。中野区では、区立学校の通学路の設定等に関する基準を設け、各学校において設定に係る手続きを行っています。なお、通学路等における登下校時のけがに関しては、日本スポーツ振興センター共済の対象になるところでございます。

○斉藤委員 私の娘が子ども時代だったとき、よく通学路じゃないところを帰ると、「あっ、つうやぶしてる」というような言い方をしていたりします。そのぐらい通学路を通るということは、安全保障の面からも、保険対象になるということも大事だということは周知していかれたいというふうに思っております。

通学路の詳細な安全対策にはどのように取り組まれているのか、また、再編や、先ほど検証するとおっしゃっていましたが、移転等により児童の通学の状況は変わるので、その校区は重点的に安全対策確認が必要であると考えますけれども、いかがでしょう。

○佐藤学務課長 各学校では所管の警察署と協力し、危険箇所の抽出やその箇所における安全対策について検討し、児童の安全指導に生かしているところです。再編や移転等が実施された小学校においては、再編及び移転の1年目に通学路安全合同点検を実施し、実施結果に基づき、対策の検討及び実施をしているところでございます。

○斉藤委員 そして、通学路には多くの通行規制がかかっています。必要な箇所に、町内には御理解を頂きながら、適切な通行規制を設けることは必要なことですが、教育委員会としてどのように考えているでしょう。

○佐藤学務課長 教育委員会としては、子どもの安全を第一に考えているところです。事故防止のために、必要な規制については学校や地域住民の理解を得ながら進めていくことが必要であると考えてございます。

○斉藤委員 先ほどもお話がありましたけれども、中野区小学校通学路安全合同点検というものがありまして、そこでは中野区通学路交通安全プログラムにより、交通規制が守られているか、交通規制が適切に行われているかの観点が示されています。交通規制が守られていない場合にはどう対応するのか、交通規制の区域や内容が適切であるかの確認は行われているのか、教えてください。

○佐藤学務課長 通学路安全合同点検において、それらが守られていない場合には、交通管理者である警察と協議し、必要な措置を実施していただいているところでございます。

○斉藤委員 以前は、歩行者用道路として通行禁止時間の際には保護者がバリケードやコーンを置いて当番をしていたということがあったのですが、最近なかなかそれが難しくなっていることは心配な状況となっております。また、一方で、通行規制は警察が設定するものですが、学校・保護者・地域がその時間を変更したいと要望することはできないのではないかと認識はしているところです。

では、次にスクールゾーンの定義を伺います。スクールゾーンの設置は誰が行っているのでしょうか。

○佐藤学務課長 スクールゾーンとは、小学校を中心とした半径500メートルを範囲としており、小学校に通学する子どもたちを交通事故から守るために設定された交通安全対策の重点地域の名称であり、交通安全対策法第24条が法的根拠となっており、様々な交通規制をかけることができるとされております。スクールゾーンは、各学校が教育委員会、交通管理者、道路管理者に協議し、公安委員会が設定しているところです。学校設置者は、警察・道路管理者等の関係機関に対し、安全なスクールゾーンの構築がなされるよう必要な働きかけを行っているところでございます。

○斉藤委員 スクールゾーンを説明したいと思います。委員会室にいらっしゃる方は画面のモニターを見ていただければと思いますけれども、学校を中心とした半径500メートルのところがスクールゾーン、おおむね目安になっています。そして歩車分離のかかっている道路、そして地域の方の必要な道路はそのままなんですけれども、その面の中が全て時間による通行規制のかかっている歩行者用道路となっています。私、地元で全部確認してまいりましたけれども、その面の全部の位置に、この周りの青い丸がかかっているところですが、全部の位置にこうした標識、歩行者専用の標識が置かれていて、そのゾーンは入れないようにしているということになっています。そのところに通学路、紫で表示されていますけど、あって、通学路であってもなくても、その面の中は交通規制がかかっているということが一般的な中野区内の状況となっております。

学校や教育委員会は、スクールゾーンの位置やスクールゾーン内の交通規制に関して把握し、定期的に見直しをしているのか伺います。

○佐藤学務課長 スクールゾーンの定期的な見直しというのは行えてございません。

○斉藤委員 通学路は点検等で都度見直されてきましたけれども、一方で、スクールゾーンは設置後、定期的に見直されたことがなく、スクールゾーン内に設置されていた交通規制は、再編があり、学校がそこになくなった地域もそのまま設定されています。ということは、スクールゾーン内の交通規制もそのまま残っているということになっています。スクールゾーンが効果的に運用されるように、学校再編が終わったこの機会に、今後全ての地域でスクールゾーンの位置とスクールゾーン内の交通規制が適切に設置されているか、関係者で検討の機会を持たれてはどうかと考えます。交通規制の設定や変更は地域の合意が必要だと警察からは聞いています。通学路合同点検の際に、スクールゾーンと交通規制についても協議されてはいかがでしょうか。学校と地域で情報を共有して、子どもたちを守るため、かつ交通規制が適切であるか、検証していくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○佐藤学務課長 スクールゾーンの適正化については、通学路安全合同点検の場を使って協議を行うこともできると考えています。その上で、スクールゾーンの通行規制の見直しを図るような協議が発生する場合には、地域住民及び保護者を含む学校関係者と交通管理者を含めた協議が必要であり、検討に時間を要するものと考えます。スクールゾーンに関する要望があった際には、関係者間で情報共有することから始めたい、始める必要があると考えています。

○斉藤委員 これは実は大変大きな事案だと思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。交通規制を考えるということはとても大きなことで、警察にとって言えば、例えば標識を全部差し替えなければならなかったりするという事案も発生いたしますので、慎重にまた進めていただければと思います。

子どもたちに自ら守る力を身につけさせることが、真の意味で子どもを守ることに繋がると考えています。安全教育はどのように取り組んでいるのか、特に西武新宿線の踏切を渡る子どもたちへの踏切横断への安全指導は大切です。いつ、何度ぐらい行われているのか、確認させてください。

○井元指導室長 各学校では、月に1回程度の定期的な安全指導に加え、小学校1年生については4月中に警察等と連携した交通安全教室を行っております。通学路上に踏切がある学校におきましては、4月当初に全児童に対して、警察等と連携しながら安全な渡り方等について指導を行っております。また、学校だよりや学年だより等でも周知啓発を図っているところでございます。今後も過去の事件事例等も踏まえて指導の徹底を図ってまいります。

○斉藤委員 ぜひよろしくお願ひいたします。現在、鷲の杜小学校の児童が横断する横断施設の検討が進められていますけれども、構造物設置には時間がかかります。これも前、同じ質問をしたんですけれども、鷲ノ宮の2号踏切の踏切幅と踏切内の整備について、道筋はついたか教えてください。

○渡邊学校再編・地域連携担当課長 踏切の幅と整備の方向性については、現時点では決まっていない状況でございます。

○斉藤委員 こちらも踏切内、すごい凸凹だったりするので、直すことはできるのではないかと思いますので、教育委員会から要望していただければと思います。

3 鷲宮地区のまちづくりについて

では、最後に、鷲宮地区のまちづくりについて伺います。時間がないため、地域の意見を聞くまちづくりという点に絞って伺います。

野方以西のまちづくりにおいて、継続して予算書ではまちづくりの検討、基盤施設計画の検討、決算書では西武新宿線沿線交通結節機能改善検討業務といった各駅まちづくり検討業務委託が記載されていますが、具体的調査内容やそれについて、事業がどのように進捗しているのか、外からは見えにくい。この委託調査の実施による成果を伺います。

○桑原野方以西担当課長 西武新宿線の連続立体交差事業と合わせたまちづくりを進めるため、令和2年4月に都立家政駅と鷲ノ宮駅周辺地区、令和4年2月に野方駅周辺地区において、まちづくり整備方針を作成しております。こうした中、近年の社会状況の変化を踏まえ、より多様な視点からまちの在り方を検討

する必要があると考え、地域との意見交換を行いながら、まちづくり整備方針の改定に向け、取り組んでいるところでございます。具体的には、3駅のまちの在り方や駅前広場の規模などの検討を進めており、今年度、各駅のまちづくり整備方針を改定し、駅周辺の基盤施設などの具体的な方向性を示せるよう検討を進めていく予定でございます。

○斉藤委員 今、まちづくり整備方針の改定についてもお答えを頂きましたけれども、検討は進めているんですね、区のほうでも。でも、それが地域住民のほうになかなか伝わってこない。そこを確認させていただきたく今お伺いしました。一般の方、普通の、委員ではない住民の方々にとっては、まちづくりの進捗状況を知りたいけれども情報が出てこない、ホームページやSNSへの発信では情報が得にくい方も多くいらっしゃると思います。鷺宮地域は、西武鉄道の連続立体交差事業と都道133号線中杉通りの拡幅、妙正寺川整備、鷺宮西住宅の建て替えなど、大きな開発が進んでいく地域です。

先日、白鷺二丁目、三丁目の都市計画提案の説明会に参加してまいりました。参加した住民からは、もっと意見を聞いてほしいという思いのあふれた御発言がありました。平成31年2月には鷺宮の方々が鷺宮小学校跡地を考える会を立ち上げ、2年かけて検討してまとめ上げられた「Shin鷺宮（鷺宮小学校跡地に関する要望書）」というものがあります。多くの住民と、これも一つの資料として自由に話ができる機会を考えていただきたいのです。平成16年には、地元で立ち上げられたまちづくり勉強会で、親子でまち歩きをしたり、意見を述べ合ったり、まちへの思いを伝えたり、それが区からフィードバックを頂くというプロセスがありました。今のまちづくりには、そうした過程がないんです。意見を求められるときには、既に隙のない計画図が描かれているか、また、意見を言っても詳細は検討中とのことで、まちづくりに参加している気持ちになかなかたれません。広く住民の意見を聞くプロセスを大事にしながら、整備方針を考え、このまちづくりを進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。こうした取組はまちづくりの機運を醸成していくことにつながっていくだろうと考えますが、いかがでしょう。

○桑原野方以西担当課長 今回のまちづくり整備方針の改定に当たりましては、令和5年11月に地域の小学校へ出向き、出前授業を実施し、子どもたちからも3駅周辺のまちづくりについて意見を頂いたところでございます。また、今後、地域の方からより広く意見を伺うため、オープンハウスを開催し、さらに広く意見を伺っていきたいと考えてございます。子どもたちの意見をはじめ、地域の多様な世代の方から意見を聞きながら、まちづくりの機運を醸成しまして、整備方針の改定に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○斉藤委員 ぜひよろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。